

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
平成 29 年 10 月 4 日答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国 民 年 金 関 係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700282 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700196 号

第1 結論

請求者のA社における平成24年5月31日の標準賞与額を100万円、同年11月30日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成24年5月31日及び同年11月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年5月31日及び同年11月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年5月31日
② 平成24年11月30日

事業主が各請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の提出を失念し、平成29年4月24日にこれらの賞与支払届を年金事務所に提出したが、各請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料が時効により納付できないため、各請求期間の年金記録が保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当とされている。

各請求期間に係る賞与からそれぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書により、請求者は請求期間①及び②において代表取締役であることが認められるところ、当該事業所の現在の事業主は、請求者は各請求期間を含めて、社会保険関係事務に関する職務上の関与がないと回答している。

また、A社から提出された請求者の各請求期間に係る支給控除項目一覧表及び請求者名義の普通預金通帳により、請求者は、各請求期間に100万円の賞与の支給を受け、事業主によりこれらの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を正しい保険料率により控除されていたことが認められる。

さらに、事業主より提出されたA社の第2期の比較決算報告書(平成24年3月1日～平成25

年2月28日)に添付されている勘定科目内訳書の仮受金(前受金・預り金)の内訳書に社会保険料として、各請求期間の支払控除項目一覧表に記載されている健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料の社会保険料合計額28万1,090円が計上されていることから、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を控除したことは明らかである。

一方、事業主は、過去に税理士から仮受金が精算されていないことについて指摘があったものの、社会保険事務担当者の間で事務の引継がなかった旨を回答している。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は各請求期間の賞与支払届を保険料徴収権の時効消滅後に年金事務所へ提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これらの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700290 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700030 号

第1 結論

昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 30 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月まで

昭和 59 年に大学を卒業した後、時期はよく覚えていないが、妻が A 市で私の国民年金について加入手続を行い、未納だった何年分かの保険料十数万円をまとめて納付し、その後も妻が私達二人分の保険料を毎月納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年以後に請求者の妻が A 市において請求者の国民年金の加入手続を行い、未納だった何年分かの保険料十数万円をまとめて納付した旨主張しているところ、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、請求者のオンライン記録及び前後の国民年金番号の被保険者資格取得日の記録から、平成 3 年 5 月に B 市において払い出されたものと推認でき、請求者に係る国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと考えられる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記の国民年金番号以外に請求者の氏名及び生年月日と同一の国民年金番号は見当たらない。

さらに、請求者のオンライン記録によると、請求者の請求期間直後の平成元年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料が平成 3 年 5 月 31 日（8,000 円）及び同年 6 月 12 日（18 万 8,800 円）の 2 回に分けて過年度納付されていることが認められるものの、平成 3 年 5 月 31 日時点において請求者の請求期間に係る保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者の妻が請求者の請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の妻が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。